

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（16）」

2. 日 時 : 令和3年12月6日（月）13時30分～15時10分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

石井企画調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員、吉村技術参与

専門検査部門

千葉主任原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他26名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術対策担当

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※ 令和3年11月29日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の石井です。それでは、これから 12 月 6 日の失礼しましたRFSの設工認に関わる 12 月 6 日のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:16	RS側の参加者についてまず発言をお願いします。
0:00:23	RFS東京事務所のです。
0:00:26	あれベースの出席者発生東京事務所側ですが、シライキャスク設計製造部長以下、合計 10 名です。この中にはウェブで参加しておりますサエグサを含みます。
0:00:42	その他の海上から東京電力の高橋さんが参加されています。
0:00:49	また、日本原子力発電のタカダさんが、WEBから参加となっております。
0:00:55	東京側は以上です。物がお願いします。
0:00:58	はい。
0:00:59	耐こちら文中見て本社ですね、こちらではなかなかエンターキー組合員合計 17 名参加しております。以上です。
0:01:13	規制庁の石井です。ありがとうございました。それでは本日も事前に補足説明資料等を提出していただいておりますので、その確認結果それから先日の審査会合を踏まえて、
0:01:28	今日の補足説明以外で申請書の内容を添付し添付書類の内容について若干確認しておき確認できる内容を
0:01:39	規制庁側から確認していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
0:01:44	こちらからの確認を開始する前にRS側で何か
0:01:51	関連して先に説明しておく必要があるものがあればお願いします。
0:01:59	はい。こちらは平成東京事務所ですそこに事前に説明することはございませんねと物はいかがでしょうか。
0:02:09	債券こちら変わればくっついてるこちらにも事前に続きましてもらうございません。
0:02:49	はい。
0:02:51	でも、
0:02:54	規制庁の石井ですけれども、これから
0:02:59	RFS側で出していただいているスケジュール化にのっって随時ヒアリング等を行っていく形になると思いますが、規制庁側からヒアリングを通して指摘するコメントについては、
0:03:17	あれフェーズがでも、その内容をよく理解して精査してそれに対する適切な対応をしていただければと思います。もしヒアリングの場でよくわからないことがあれば、こちらからのコメント等をきちんと確認した上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:33	それに対して回答していただくようにしていただければと思います。お互い審査会合でも言った通り、こちらの指摘を理解せずに回答されても、またお互い何回も同じ質問を繰り返す形になってしまいますので、
0:03:51	もし良く理解できなくなったことがあればその場できちんと解決して、次の対応していただけるようお願いしたいと思いますが、RFSいかがでしょうか。
0:04:03	あれフェイス東京事務所のです。承知しました。よく理解した上でわからない時書き直すなどcm理解した上で進めたいと思いますし、お願いします。
0:04:14	規制庁の石井です。よろしくお願いします。
0:04:17	何か規制庁側で補足があればと思いますが、
0:04:23	規制庁の石井です。それでは今日出していただくよう補足説明、基本的には基本的安全機能の4機能のところメインになるかなと思いますが、ちょっとその前にですね本日の資料として節2-3-001という資料を提出していただいていると思うんですが、
0:04:44	タイトルが参考資料という位置付けで、使用済み燃料貯蔵設備本体の設計に関する申請書への記載について、ということで資料を提示していただいていると思います。規制庁としてはこの資料。
0:05:01	は非常に今後ヒアリングをする上で重要な資料だと思って。
0:05:06	表の整理とかも適切にはしていただいていると思うんですが、あれフェイス側でこの資料をどういうふうに使おうとしているのか、まずちょっと御説明をいただければと思うんですがよろしくお願いします。
0:05:20	はい、RFS東京フルヤです。
0:05:23	本資料は、お話の通り、技術基準へのすいません。基本的安全機能に関する設工認の記載が技術基準にどう対応づけ適合性を説明しているかという記載の展開についてその考え方を整理したものでございます。
0:05:43	そういったことで、我々は技術基準への適合性をきちんとを十分説明できているということを示すために、本資料を活用しています。
0:05:53	ですがそれはそれ以外にもですね、本日までにはいただいているコメントへの対応を例えば運用と設計を分けて示すことなどにも、この資料を十分活用できると考えております。そういった意味でも、
0:06:10	この資料を整理したものです。以上です。
0:06:15	規制庁の石井です。使おうと思ってる人はまずわかりました。それで等、
0:06:22	ちょっと簡単に質問なんですけども、まず今日提出していただいているのは、本体に係る設計に関する申請書の記載についてというふうにはなっていて、本体に関するとなると、基本的にキャスクと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	当貯蔵架台だというふうに認識してるんですが、まずその認識お互い合ってますか。
0:06:44	はい、RFS東京フルヤです。その認識で合っています。以上です。
0:06:48	成長のイシイです。そうしたときに、表の中に、
0:06:53	貯蔵建屋というのが出てくると思うんですが、この辺の位置付けっていうのはどういう意味で整理しているんでしょうか。
0:07:01	はい、RFS東京フルヤです。建家等が出てきていますのは、調節本体が具備すべき基本的安全機能、これ貯蔵建屋後相まって成立させるものでございます。従いまして貯蔵建屋と出てきていますが、それについては、
0:07:20	基本的安全機能に関する記載いいのみを表の中で抽出し整理したものです。以上です。
0:07:29	規制庁の日ですとそういう観点からすると、この資料自身は本体の設計に関するっていうふうにまとめていただいたんですが、
0:07:38	逆に、各条文に対してどういうふうに適合説明していくのかっていうふうに整理したほうが整理がしやすいんじゃないかなっていうのと私たちも理解しやすいんじゃないかなあというのを感じています。
0:07:53	それから一方で確か申請書の第3-1表については、各条に対してどの設備が適合しているかっていうのを縦方向に並べてみていると思うので、
0:08:08	そういう意味では今もし御説明のあった通り、遮へいとか、
0:08:16	情熱ですかね、建屋とあいまって、
0:08:19	基準の適合説明するっていうふうにしたいのであれば、各条項ごとに、この申請書の記載っていうのを説明取りまとめていただいて、考え方を整理してもらったほうが、
0:08:32	適切になるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。
0:08:38	IRRS特許フルヤです。まず我々としてはですね、申請者の立場で今回設工認は設備設備がどう設計されているかというものでございます。それなので、まず設備と
0:08:54	設備のほう素の方針をこれに対応づけることがまず適切ではないかと判断し、このような表にまとめました。ですが、この接合には平成はあくまでも審査していただくことが主眼となります。従いまして今お話のあった通り、
0:09:12	規制庁さんがより効率的に審査をしていただける形で例えばそれが条文の整備やったり、そういったものに対応できるもの、こういったものにも、この表は簡単にアレンジが可能ですので、そういったことで、今後反映していきたいと思えます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:31	規制庁の石井です。今ご説明あった通り、確かにあの臨界防止とか、それぞれの表が除熱とかに分かれているので、そこで整理してもらったほうが、こちらがもうわかりやすいかなというふうに今は考えています。
0:09:46	今日は4件で資料を使っているいろいろ確認をさせていただこうと思いますが、ちょっとその辺も今後検討いただければなというふうに思います。それからトップ今日提出いただいている節の参考資料について、
0:10:04	例えばページ4ページをちょっと
0:10:07	画面上に移していただきたいんですが、
0:10:12	例えば(2)(3)(4)の記載の中に、
0:10:16	設計仕様の通りとか添付書類の通り、それから補足説明資料の通りというふうには書かれてるんですが、効率化の観点から、この辺もどれを見て欲しいのかってどれを見るべきというふうにそちらで整理をしているのか、カードル見るべきというか、
0:10:33	そちらがどの資料を使って説明しようというふうにしているのかがもう少し明確になるように、この辺情報盛り込んでいただけると審査側も非常に効率的に行くんじゃないかと思っているので、その辺検討いただくということは可能でしょうか。
0:10:50	IRRS東京フルヤです。またですね、こういったちょっと至らない記載が残ってございましたすいませんでした。というのは、この両括弧1/ペーパー両括弧1と言うと、ここを今4ページ開いてもらっています。
0:11:05	影響設計方針は両括弧23Cと並んでいますと、両括弧2を見ると、両A棟設計仕様は(1)設計書の通り、この(1)は、この基本設計方針に対する数字。
0:11:21	を表現していますが、これは我々のほうを社内での作業用でちょっと簡易な表現になってございますので、そういったところを提出に対売丁寧な表現を追加したいと思います。以上です。
0:11:37	規制庁の石井ですけども、改善いただくということで、今ご発言いただいたんですが、できれば確認する。資料の証拠設置とか、ページ数とか、その辺も入れていただけると非常に効率的に、こちらの確認もできるんじゃないかなと思うんですが、
0:11:56	その辺はいかがでしょうか。
0:11:58	はい、RFS東京フルヤです。もちろんですね効率的な審査、これは我々の思いでもございますので、そういったものをどんどん盛り込んで改善を図りたいと思います。以上です。
0:12:11	規制庁の石井です。その辺の改善。よろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	あとすいません資料をこれをあんまり詰めるつもりはないんですけども、やはり最初のスタートとしてこれが非常に有効になるなっていうふうには考えているものの、ちょっと情報が不十分なので、確認させてもらいたいポイントがあるんですが、
0:12:32	基準っていう判断がある。欄が設けられていてそれぞれABとかDとかEとか入っているんですが、これは1ページ目の(1)のaから(2)のEまで
0:12:46	というふうに理解すればよろしいでしょうか
0:12:50	はい。
0:12:50	はい、RFS東京フルヤです。その理解で問題ないです。以上です。
0:12:55	規制庁の石井です。その中でちょっと今日は確認なんですけど、今回提出していただいているものの中に、
0:13:02	というのはないんですが、それはちょっとどういう判断で今委員でしたっけか。
0:13:12	はい、RFS東京フルヤです。このabと設けたんですけども、そもそもこの表はですね、基準適合基準的な説明はもちろん申請書に書くぐらい当たり前のことですねそれに加えて、
0:13:27	もっと補足するように、それに加えて、補足すべきことを参考とすべきこと、これをあぶり出すために、kAの記号に対応するように明確化したものでございます。なので、申請書にそもそも書くべき、今阿部他のとか、そういったものはこの表には、
0:13:46	記載してございませんが、基準という、その欄の言い方、これもちょっと改善の余地があるなど、あと今お話しした通り、申請書に書くべき事項、これは書いて当然のことなので、そういったことをちょっとこの表に
0:14:04	補足を加える必要があると感じた次第です。その辺も改善を図りたいと思います。以上です。
0:14:11	規制庁の石井です。今フルヤさんおっしゃった通りで、多分そのAとかっていうのは当然書かれるべきっていう判断がある場合には、例えば基本設計方針とか設計仕様のところに関わる情報として書かれてますっていうのであれば、
0:14:27	ちょっとどういうふうに、この基準のところ、このアルファベットつけていくかは難しいかもしれないんですけど、例えば2ページ3ページ目のAと臨界防止のところの説明の記載についてっていう中だと。
0:14:43	基本設計方針別添1の(2)の基本設計方針のところにつくとか、
0:14:50	設計仕様のところにつくとかっていう形にもなってくるのかなと思うので、そちらでせつかくAからEまで整理して1ページ目に書かれているのであれば、これが規制庁側との間で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:05	適切になんかお互いの認識が効率的にできるように、ちょっと工夫をしていただけると、この資料は、もう少しブラッシュアップされて非常に良いものになるんじゃないかと思いますので、
0:15:16	その辺を検討いただければと思うんですがいかがでしょうか。
0:15:21	はいRFS東京フルヤです。もちろん審査に効率的な審査のために、その改善を図ります。スピード感を持って改善し、また改めてお示したいと思います。以上です。
0:15:32	。
0:15:34	規制庁の石井です。よろしくお願いします。まず規制庁がこれに関して何か追加でコメントがあればと思いますがいかがでしょうか。
0:15:46	この資料を今後ブラッシュアップ通していただいてお互いの認識を適切に共有できるという意味で整理してもらうのとともに、こちらの審査もスムーズに進むように、適切な情報を盛り込んでいただければと思いますがよろしいでしょうか。
0:16:08	IRRS東京フルヤです。承知いたしました。
0:16:21	じゃあすみません規制庁の尾崎です。私からまずちょっと総論的な主張先日の審査会合も含めてですね総論的なコメントをした上でですね、各論について、今日ちょっとコメントを進めていきたいと思います。
0:16:40	まず2点あって1点目の審査会合を11月30日の審査会合なんですが、資料の構成ですねちょっと気づきがあったのでコメントいたします。
0:16:52	先日数は説明時間20分程度でっていうことできちんとその20分で説明いただいたと思ってます。他方で20分という制限時間内だったので、結構このページは割愛します。
0:17:09	っていう形ですね、飛ばしたところが多くありましたということなので今後また審査会合やると思うので、その審査会合の開催にあたって資料作成の留意点として、
0:17:25	何点かコメントしたいと思いますって1点目は20分であればですね最長でも20分だと思いますので、その20分で説明し切れるですね分量の資料構成にまずしていただきたいと思います。
0:17:39	2点目は
0:17:42	資料を作成の際に、若干非開示情報も入ってたんですけど、審査会合自体が公開会合ですので、原則、今後の資料は公開資料ということで非開示情報は含まないようにしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	そうですね。またその説明でですね割愛するページについてはもうそもそもページに入れないってことですね、資料作成をいただければと思います。まず審査会合資料について、以上のコメントです。いかがでしょうか。
0:18:16	リサイクル燃料貯蔵の小野です。はい。今回資料特にちょっとですね耐震津波関係どこまで記載すればいいかというのは我々も前がありまして、かなり物理法則になってしまいましたが、次回以降は、なるべく波食はず始めてから必要なしゃべるところだけ、
0:18:34	被災をするという方向とさせていたきたいと思います。それからと非開示情報ですねちょっと前項の試行電力さんの例なんかを参考につくったんですねどうしても必要な場合分けたいと思いますが、基本的には含まないという方向で作成させていたきたいと思います。以上です。
0:18:53	よろしく願いいたします。あと続いて、今回冒頭費の方から審査の効率化なかってってということで資料の検討の見直しについてコメントありましたか。
0:19:08	それに関連するところで今後我々が各条ごとに審査を進めるにあたってですね、横断的にちょっと準備いたきたいという資料を6点ほど申し上げます。まずこれをですねちょっと優先的に
0:19:26	準備いたきたいと思っています。1点目がRFS特有のですね、津浪の話ですとかもろもろあると思うんですけどこういったものをまず6点をですね各条ごとにちょっと整理いたきたいと思っていますんで1点目が、
0:19:43	RFS特有のですね内容についてまずどこどこが特有であって、こういうものであるってことを明確にしたいということで、これが1点目ですね2点目は、この前の行政面談にもちょっとちらっと申し上げたかと思うんですが、
0:20:02	許可の許可時点のですね基本設計方針について固まっていると思うんですがそれを設工認でやるのかその保安規定でやるのかっていう線引をですね、明確に各条ごととしていたきたいと思っていますハードとソフトの区分けをしていたきたいと思っています。
0:20:22	3点目は許可とか既設工認からですね変更したところ、材料ですとか寸法ですとか解析条件ですとか、そういったものがあると思うんですけどその変更点をまず明確にしてくださいということです。
0:20:42	4点目は、
0:20:45	先行している例先行例のその実用炉とか他の核燃施設も含めてなんですけど、こういった施設で実績がまだないですね評価手法などを用いる場合にはですねその詳細な内容を説明してくださいということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:01	5点目はこれも審査会合でオザワの方から申し上げた内容ですが、今回のA2分の2回最終申請になりますので設工認対象設備の抽出プロセス。
0:21:18	なり抽出した設備にですね漏れがないということを先行する
0:21:26	事例からですね、説明資料を準備いただきたいと思っております。最後6点目は、
0:21:35	先行する関連事例として今年の7月でしたっけ。日立GEのその型式指定をこちらで指定してますので、その申請書とですね見比べて、今回のRFSのですね、申請書に足りないと思われる部分、
0:21:52	例えばその臨界解析のところですか、設定根拠とか材料構造の強度計算の入力値とかですね、そういったところがちいとの差分で足りないなのではないかと思っておりますのでそのあたりを
0:22:08	どこが足りないっていうのをまず抽出確認をいただきたいと思っております以上6点ですが、いかがでしょうか。
0:22:33	あるベースと事務所の是正とむつ側回答をお願いします。
0:22:39	はい。ノ類スムーズのスギヤマです。某今説明がありました6点のところでですけども、文章をそれから表などを使いながら、説明をしていくと。
0:22:54	ということで遠い考えたいと思っております。特に5番目か何かでお話があった、当審査会ごとの話もありました抽出プロセスの話は、これは三菱イシイ燃料酸欠燃料さんの
0:23:10	ここで曲がっているようですので、ちょっとその内容をよく見ながら、資料を作っていくたいというふうには思っております。
0:23:18	以上です。
0:23:21	すみません、RFS東京フルヤです。1件補足させてください。本日見ていただいています。キャッピング所設備本体部分については、今お話のありました。
0:23:37	補給の内容は
0:23:40	変更点んとかそういった補足的なところをロジックペーパー及び、その別紙
0:23:49	既認可からの変更点について、ということで、概略であります但明確化整理わかりやすく整理したものを準備いたしました。これに加えて、先ほど御指導いただきましたPAR参考資料を、これを使って、
0:24:05	わかりやすい。示し方、これを目指したいと思っております。以上です。
0:24:14	規制庁のだけ定数よろしく申し上げます。先ほど質問申し上げましたが今移してもらってるやつもやっぱりその設備ベースになってますので、冒頭申し上げましたようにこれをその各条ごとにですね。
0:24:29	横断的に整理いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
0:24:37	IRRS東京フルヤです。上部横断的な説明のやり方了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:54	規制庁、川村です。それではちょっと私のほうからいい点確認させていただき ます。今回を準備いただいた資料じゃないんですけども申請書で別添3で工 事の方法をつけておると思うんですけどもこちらについてちょっと確認したいと 思っております。
0:25:16	ちょっと私の認識に誤り等があれば指摘していただきたいんですけども、今回 RFSについては、金属キャスクおそらく一基で今回新規性基準対応の工事を して、
0:25:33	使用前確認をして確認書を受け取るのかなと考えております。その上でちょっ と工事の方法の方見ますと、既設設備に対応させたような記載ぶりになってる のかなと思っております、今後、最大
0:25:52	288期とか入れると思うんですけどそれに対して、今回の工事の方法を使いま わしておそらく、
0:26:02	製作していくのかなっていうことを考えますとこちらの構造の方法については、
0:26:10	まず試験機先生、じゃないです。申し訳ありません新規製作方向行うキャスク を前提とした記載ぶりにするべきじゃないのかなと考えておるんですけどもい かがでしょうか。
0:26:24	IRRS東京フルヤです。もちろん新規作成することながらこれ分岐施設につい ても、行政相談において標準化することという御指導もいただきましたが いまして、今回の工事の方法、これは金属キャスク、いろんな方があると思う んですけども。
0:26:44	それを横断的に標準化した記載標準化した使い方をしようと考えています。従 いまして新規とか既設とかかわらず、この工事の方法を適用したいと考えてい ます。以上です。
0:27:01	規制庁カワムラです。おっしゃてるイトウはわかってはおるんですけども本市で 見たときに今映し出されているものですね、金属キャスクについてはSクラス 設備になると思うんですけども。
0:27:18	例えば材料検査を材料入手もうとか2億を行わなくていいのかとか、そういつ たところがですね、ちょっと
0:27:32	この表だと個目の一番イトウ※の2番ですか※の2番とかで注記で書いてる んですけども。
0:27:41	そもそもやっぱり新規製作を前提としたことをこの図の上では示していただい て、既設の部分、すでに
0:27:54	材料とか寸法なんかが終わってて、記録検査となる既設ターの製作済みのキャ スクについては、中期という扱いがただ成否正しいというか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:07	あるべきT記載方法なんじゃないかなと思ってるんですけどもいかがでしょうか。
0:28:15	IRRベースで東京フルヤです。あるべき形はご指摘の通りでございます。ただ、我々の今原案がですね、ちょっと言葉足らずなところがございますので、ちょっとこの表現を改善したいと考えています。以上です。
0:28:32	規制庁、川村です。よろしくお願いいたします。また追加でなんですけども、今回このキャスクについては
0:28:43	検査の中に据えつけの検査が入っていないんですけども、直売に乗せておそろく貯蔵架台最後固定施設据付検査をするとこまでやって、
0:28:56	経営統合核になるんじゃないかなと思っておるんですけどもいかがでしょうか。
0:29:04	はい、RFS東京フルヤです。もちろん御指摘の通りですねスズキ付検査これも立派な使用前事業者検査の一つのメニューです。従いまして今お示ししてございます。図のフロー図、こちらにもしっかりと明記したいと考えています。以上です。
0:29:23	よろしくお願いいたします。私からは以上です。
0:29:35	続いて規制庁も抱きです。私からも同じところでテンプさんの話とか、違うところですね、添付3とか3-1表の関係で審査会合でもう系と発言したんですが、
0:29:51	今回のその申請書ですね、改造を幾つかやられると思うんですけどそこが不明確なので、もう少し明確になるように説明をしてくださいということをお願いした。
0:30:07	と思います。具体的にはどう何を改造してどう改造してどう安全に改造するの かっていうところ。
0:30:15	ですので、この辺りを今後きちんと説明いただきたいと思います。その上で、ちょっと関連してはその3-1表ではですね今新規と既存
0:30:29	四角部分がないので、改善もまあわかるようなちゃんと説明ぶりをさせていただきたいなと思っております。
0:30:37	まずこの点についていかがでしょうか。
0:30:42	はい、我々シミズのスギヤマです。今回族さんがおっしゃった改造内容がわかるようにとそれから工事の方法がわかるようにというようなことなんですけども、当方法を表を作りまして、
0:30:58	左側の改造設備名、
0:31:01	それから、改造内容、工事の方法というふうな形で投票に埋め込んでいこうかなというふうには思っていますが、それから3-1のところに関しても改造がわかるように、新規既存のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:17	と改造は入るような形で考えたいと思います。ただ、これはあくまでもウエート 要目表等基本設計方針系統。
0:31:29	設工認海盆に当たるところ、
0:31:32	の該当する改造ということで考えてよろしいでしょうか。
0:31:38	規制庁だけでそういう理解ですが、すいません。すいません今おっしゃられ た、前段の
0:31:45	説明がよく理解できなかったんですけど3の表に何かその改造設備高まった この表に何かつけるということなんでしょうか。すいません私のですねいたかつ たのはその3-1表は3-1表できちんとわかるようにしていただければよくな って、
0:32:01	それとは別についていうかですね、あえて不評複雑にしないでどの設備が改造 でどうやるのかっていうのわかんと思うのでその辺りをまた別途あの補足説明 資料等で説明いただければ十分かと思ってます。
0:32:19	IDとRS六つのスギヤマですというと3の一般の方にはあくまでも新規既存改 造というところの分類だけを変えようというふうには思ってます。
0:32:29	それから改造の設備とか内容、それが工事の方法についてはまた別の資料を 作ったほうがよろしいのかなと思ったんですけども。
0:32:38	既存の設備のほうにその工事の方法とか海上の内容を入れ込んだほうがよろ しいという意見でしょうか。
0:32:48	規制庁のだけですと、
0:32:51	特にこちらからこの資料2っていうオーダーわーございませぬ。わかりやすく そこが整理できていれば、こちらとしては問題ないです。
0:33:04	だから、その
0:33:06	はい。今あるベースムタとスギヤマでそういう等じゃこの資料のほうにその改 造の設備ねそれから内容をエース工事をどういうふうにするのかというのを織 り込んでいきたいというふうには思っております。以上です。
0:33:24	規制庁カワムラです。すいません。オザキのコメントについてですけれども3 の1票については見直していただきたい部分は季節なり新設なりと書いてあ る欄があるんですけどもそこに改造、
0:33:39	等々、そういった項目を追加を入れていただきたいというのが後半のコメントで して、前半のコメントとしましては、今回我々こちら側からの指摘で、
0:33:54	工事の方法の全体的な書き方が標準的なものになってしまっていて、個別の 工事がわからないような状況を申請書上でどういった工事を行うかがわからな いような状況になっております。申請書の書き方としてはこちらカラーの摺動し た内容ですので、それはそれで。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	構わないとして、それとは別に補足資料として準備していただきたいのがどういった工場行かうかっていう、従前工事の方法等で記載してた内容ですね、どういった検査を行うのかっていう部分について、
0:34:32	補足説明資料を準備していただきたいというのがオザキの前半のコメントになるんですけどもいかがでしょうか。
0:34:41	はい。THAIある別のスギヤマです。今の内容を理解しました。とい申請者のほうの工事の現状のままで骨格の設備の拘束補足説明資料の中に今言ったの
0:34:57	紙の設備名改造内容、それから工事の方法というのが明確にわかるように、補足説明資料で入れ込んで説明するというのを理解いたしました。以上です。
0:35:13	よろしくお願いたします。補足いたしますと、我々としては設備に対する検査、この後使用前確認、潮間事業者検査であったり使用前検査に移っていくと思うんですけどもその検査の中でももれなくちゃんと
0:35:29	検査をしてか設備について合格した上で、主要せいただきたいという意図ですので、その辺、対応していただければと思います。以上です。
0:35:42	再サービスむつのスギヤマです。1点確認なんですけども、工事の方法は、今結構類型化しながら細かく書いているんですけども、それは各設備のところに明確に落とし込むだほうがいいということでしょうか。
0:36:01	規制庁カワムラです。補足説明資料ですので、各設備ごと細かくですね、工場の工程がどういった工程を踏んでいくのか、また既設に対する改造であれば、
0:36:18	例えばクレーンなんかですとどういった安全対策を行いながら工事をするのか、クレーン、おそらく天井からおろさずに精通けた状態で追加するのかなと考えてるんですけどもそういった部分の安全対策であったりとかも、
0:36:34	説明していただきたいと思っております、一応工事の方法まで含めて
0:36:43	今回設工認の認可の対象にはなっておりますのでそういった部分も説明していただきたいと考えております。
0:36:52	はい。あれベースむつのスギヤマです。今おっしゃった具体的な工事の方法に関しては憶測説明資料に記載して当わかるような説明をするということと理解いたしました。以上です。
0:37:10	すいません規制庁もだけですよろしくお願いたします。ちょっと3-1表でちょっと関連して今ちょっと気づいたので、
0:37:19	これ質問で教えていただきたいんですが、3-1表でですね、横軸で19番で廃棄施設があつて、国庫は何も
0:37:34	該当施設は丸がついてないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:40	表を見ると理解してますが、他方で、使用表だと廃棄物貯蔵室が使用表として廃棄施設の中に乗っかっていますと、
0:37:55	Rmとしてその廃棄施設に該当設備ありなしっていうのは、まずどう考えられるんでしょうか。
0:38:05	はい。
0:38:07	変わるベースむつのスギヤマでそれを等廃棄物の廃棄施設に関しましては、技術基準では処理施設処理する設備処理施設、施設課が系と規定されておりますRSに関しては処理する施設はありませんで、
0:38:24	と保管廃棄する施設としてあるのみですと、これに関しては、事業許可のほうで、その記載をしておりますので、許可整合の観点から廃棄。
0:38:38	ちょうど室というのを、設工認で記載するということで考えております。
0:38:44	すいません規制庁だけそこは理解していった方で技術基準の 19 条を見ていただくと廃棄する設備括弧その保管廃棄する設備は除くってなってる廃棄物貯蔵施設で保管廃棄する設備。
0:39:02	に該当するんじゃないかと思うんですが、そこはどう。
0:39:07	整理されてるんでしょうか。
0:39:13	RMSむつのスギヤマです。19 条のところには処理設備だけだというふうな記載だったと思ったんですけども、保管廃棄施設は 19 条の中には入っていなかったというふうには理解しております。
0:39:30	ちょっと理解できなかってもう一度説明お願いします。
0:39:34	はい。阿部スムーズのスギヤマですねと技術基準の 19 条には、ITB既設廃棄物の処理施設のこと書いてありまして、あるベースに関しまして保険廃棄する。
0:39:49	監視測定というものに関しましては、19 条の要求にはなかったないというところになります。
0:39:57	そのため需給とか周りが見つからないというような形になってると思います。
0:40:04	規制庁のだけそこは理解していて、他方で 19 条に今除くという説明をされたにもかかわらず、その 19 条の廃棄施設のところで、廃棄物貯蔵施設が乗っかっているのは私はちょっとよく、
0:40:21	理解できなかったんですけど。
0:40:32	こういつたっけ。
0:40:51	すみません補足するという要目表ですね要目表に廃棄施設のところで載っかっているんですが、
0:40:59	そこはどう、どう整理される中 3-1 表で丸がついてないのに要目表には、
0:41:05	貯蔵室が乗っかって、他方で 19 条は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	今杉山さん言われた通り、他廃棄する設備は除くって整理になってるんで。
0:41:16	貯蔵室が保管廃棄する設備だったら 19 条に当たらないんじゃないかと思うんですけど。
0:41:25	はい。
0:41:26	IAEAとRベースのスギヤマですと今おっしゃってるのは、どういう要目表のところに廃棄施設と書いてあって記載があると。
0:41:36	これが
0:41:38	問題ではないかという御指摘でしょうか。
0:41:42	問題で有利とどういう整理で、載つける載っけないっていうのを 3-1 表との関係でも整理されているのかなっていうそこがよくわからなかったですということです。
0:42:01	以上です。
0:42:03	はい。
0:42:07	いや、すいませんもうちょっと言うと許可のところのデータしかRmとしては平常時に廃棄物発生しないので廃棄施設は設けませんから設置しませんみたいなことがあったしか許可で書かれてたんで。
0:42:22	廃棄施設自体はないという整理になるのが、
0:42:27	普通なのかなと思ってたんですけどそれで 3-1 表も丸がついてなくてってことなのかなと思ったんですが、何か 3-1 表と要目表と。
0:42:38	19 条の関係がよく私は整理できなかったの、そこをどういう整理でここを
0:42:45	要目表には入れ 3-1 表には入れずとかっていうことをやってるんであれば説明いただけますかということです。
0:42:59	はい。あれベースむつのスギヤマです。確かに 3 は一定をね当直長に該当しないというふうに書いていて要目表のところと廃棄施設というところで位置付けているので、ちょっとそこは生じてるかなと。
0:43:16	平等に思います。
0:43:20	日鷄連で
0:43:23	旧来の° 設工認で、平成 22 年たったら申請しているものに関しては、これ排気筒としてへと出していましたので、そういう観点で同じように出したというふうには思っております。
0:43:41	はい。
0:43:48	今ご指摘の観点から考えると、一度廃棄施設は取り下げみたいな形ですかね、なくすような形で但書みたいな形で要目表入れるという形でよろしいでしょうか。
0:44:09	あととはできないんですね。すいません規制庁の滝ですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:16	すみません、まずいや私は今申し上げたようにその許可との関係で何かおかしいんじゃないのかなと思ってコメントしたんですけど、RSとしてまずどう、どうしたいのかどうするのかっていうのをまず整理いただいたほうがいいかなと思って、ここでコメントをしました。
0:44:32	基本的には今杉山さん言われたように許可でもそんなものはないって言ってて19条で保管廃棄設備除くって書いているんだから、それに該当する設備であれば除かれるんじゃないのかなっていう、その方の整合性を見るとですね思うんですが、
0:44:48	その辺りはちょっと一度もう一度整理をしていただけますでしょうか。
0:44:53	場合あるベースムタのスギヤマでそういう一度
0:44:57	整理をしまして、
0:45:00	対応したいと思います。
0:45:03	以上です。
0:45:12	規制庁の中野と申します。
0:45:15	第1回の設工認の補足説明資料というのがございまして、
0:45:21	これが2021年の7月20日付に提出された。
0:45:25	節1報-003から4というのがあります。
0:45:29	この中の添付資料4の中に、
0:45:32	金工事の方法として、金属キャスクとそれ以外のものでかけますという説明があるんですけども。
0:45:39	そこに記載されている金属キャスクの工事の方法と今回の申請書の内容が同じじゃないような感じがするんですがいかがですか。
0:45:49	IRRS東京フルヤです。今ご指摘の補足説明資料はこれは第1回申請時点で我々がこういう考え方で標準化できるであろうという案を示したものでございます。
0:46:04	いたがしましてそれ以降我々の中でも記載の充実化適正化を図って、今回申請書として記載したものでございます。以上です。
0:46:17	わかりましたそしたらそしたらなぜその時説明した内容を書かなくてよくなったのかということ
0:46:23	後で文書で回答ください。
0:46:27	はい、RFS東京フルヤです。今ご指摘の何層時点で書かなくてよくなかったのかとか、どのように美術家適正化したのかということを確認に補足説明資料のほうで記載したいと思います。以上です。
0:46:42	はい。お願いしますそれからもう1点。
0:46:48	誤植かな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:51	まずですね今基本設計方針の中で、搬入する金属キャスクは、遺族規則に満足満足するものであるということを確認するというふうに説明されているんですけども。
0:47:03	これに関してちょっと事前の行政面談でも同じような話があって、
0:47:09	これは何ちゃいけない。
0:47:13	10月の頭ぐらいに行われた行政相談のときに、そちらから御相談を受けていて、その時の
0:47:20	資料Eというやつで説明されているものと思います。このときに、
0:47:27	補足説明について、設2のほう001という補足説明資料を提出しますということをお話いただいたと思うんですけども、今回提出いただいた。
0:47:37	放切にのほうの001と中身が違うような気がするんですけども、このときの資料の中身はどこ行っちゃったんですか教えてください。
0:47:48	はいRFS東京フルヤです。10月時点の補足説明資料の記載、これがどこかに塗素の何かってのはちょっと私今手元にはないんですが、補足説明資料については、今ご指摘のほうは、
0:48:07	容器承認の話紹介ちょっと始め聞き取れなかったんですよってオノな話をしよう記載の話です。
0:48:16	IRRS東京フルヤですね、容器承認の件はですねえ、そういった運用関係のことを横切2のほうの005、5番のほうにまとめています。燃料の収納と反省の備えと、容器承認については反しての前に該当するものとしてこちらのほうで、
0:48:35	記載をしています。以上です。わかりました。じゃあ、000を見た上で、質問します。
0:48:45	今回その59条に基づく承認というのは、59条に基づく承認を受けた時点で、
0:48:53	今認められた。
0:48:56	燃料の仕様であるとか、燃焼度とかそういうものが満たされているということを確認するんだと思うんですけども、それと、
0:49:03	今回の申請の中で、貯蔵貯蔵規則の中でして満たされた燃料の仕様というんですかね、この辺の中身が同じであることっていうのは、
0:49:15	どうやって確認するんですかね。
0:49:19	はい、RFS東京フルヤです。これについても確認方法については、基本的には今後細かいところは算出基でございます原子炉設置者等を協議の上、細かいところを詰めていきますが、基本的な考え方については、
0:49:37	PAR設認ほんの005番のほうで記載してございます2ポツ2ー原子炉設置者による使用済み燃料を収納時の措置についてというほうに整理してございまして、基本はですね、我々が収納するわけではございませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:53	原子炉設置者が実施した収納した記録、これを我々が事前に確認することをもって、既設工認等を説明で指定した条件を満足しているということを記録確認をするという方向になろうかと思えます。以上です。
0:50:13	規制庁の中野です。本当に確認するのは、事業者が収納した燃料と貯蔵規則の関係欧州の確認するというので、輸送規則の方とはどういう関わりが出てくるんですかね。
0:50:28	RFS東京フルヤです。今御出身元も質問のちょっと趣旨がわかりかねるんですけども、原子炉設置者が行った容器輸送ちゃうけど、59条に基づく承認を受けた要求容器であることを確認するっていうのが今基本設計をしてありますよね。
0:50:48	はい。
0:50:49	それとここは関係ないんですか。
0:50:54	ここは関係ないさ。
0:50:57	ちょっと私の答え方がよろしくなかったですね、容器承認っていうか、きちんと決められた制限んな脱水条件通りに入っているかということ。これについては、容器承認じゃなくて、これも005番のほうで記載してございます。
0:51:15	今お話の2ポツ2ー原子炉設置者行った。
0:51:20	ちょっと待ってください。すいません、収納時の措置についてということで、
0:51:29	005番の資料にきっちり整理したんですけども、もう1回すいません質問をお願いします。ちょっと2ポツに説明してもらっていいですか。
0:51:42	はい、2ポツについては、我々貯蔵法務局に基づいてこのように、容器に収納する条件、これを明確にして、それをどうやって確認しているかということに記載してます。
0:51:58	dで条件については、評価小用いて燃焼度ですとか、配置あと冷却期間、こういったものの制限を示していると。
0:52:09	この通りに、原子炉設置者が
0:52:13	燃料を条件に満足する燃料収納できているかという記録は作成することになろうかと思えます。このどんな記録につけてするかというのは、今後の原子炉設置者との協議で固めていくものですけども、そういったことで、
0:52:31	我々としては、
0:52:34	条件の表を示してございまして、この通りに、原子炉設置者が収納したという記録を確認するということになろうかということをお説明しています。以上です。
0:52:49	はい。その時に確認する条件というのは、貯蔵規則、いわゆる今回の設工認で認可を受けた条件ということでいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:00	はい。あれフェイス東京フルヤです。その通りです。以上です。
0:53:05	今回使う。
0:53:08	容器っていうのは、運搬規則のほうに、
0:53:12	事業所外運搬規則に基づく容器承認を受けたものなんですよ。
0:53:17	はい、RFS東京フルヤですその通りです。以上です。その時の事業所外運搬規則に定められた条件と今回の設工認の条件というのは同じなんですか。
0:53:32	RFS東京フルヤですよねと同じどんぴ同一かっていうとすいません今手元にないんですけども満足しているものという認識でございます。以上です。
0:53:45	規制庁ナカノです満足しているというのは、
0:53:48	全く一緒じゃないかもかもしれないということなんですよ。
0:53:52	RFS東京フルヤです。臨界を防止できる状態であること、あと閉じ込められて取り組みが関係ないですね。あとは冷却に関しては崩壊熱があーなっちゃ以下であることとか、そういったことが満足されているかということです。以上です。
0:54:09	はい。
0:54:12	結果としてはそうかもしれないですけど、
0:54:15	中に収納する燃料の組み合わせであるとか、
0:54:21	燃焼度であるとか、そういったものは、
0:54:24	その事業所外運搬規則に基づく容器承認と今回の設工認で受けている貯蔵規則に基づく条件と一緒にじゃないんですかって質問なんですけど違うんですね。
0:54:36	はい、東京事務所次第でございます。はい。今ご指摘のところでございますけど同じというふうに認識して収納物条件ですね、燃料の出資をですね、それから冷却期間とか、燃焼度それからさらに配置条件、
0:54:54	これは設計承認でとった大元に局所に戻るわけですけども、それをもとに発送前検査が行われると、そういうこと認識しておりますので、その辺の条件が全く同じものをであるというふうに認識しております。以上でございます。
0:55:11	そういった中で了解しました。
0:55:14	以上です。
0:55:20	規制庁の田口です。
0:55:23	添付書類申請書の添付書類1のG-
0:55:29	輻射弧 24、許可時にですね。
0:55:34	断層面積ライブラリーマトリックスリブJ33による評価がついています。
0:55:42	ところがG-添付4にはですね、評価結果がついていないと。
0:55:48	規制庁としてはその鉄の短相当化を考慮したライブラリーで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:56	日評価を求めてきています。
0:56:01	つまり表面において、
0:56:05	そういった局部的に
0:56:08	高くなる可能性があるからです。
0:56:12	従って
0:56:15	その説明を求めるんですけど、申請書にないと審査書が書けないっていいですか。
0:56:24	ことなので、そこは是非とも対応方お願いしていきたくしたいと思います。先ほどですね
0:56:34	オザキの方から説明下の③なるんですけど。
0:56:41	変更許可既設工認からの変更点。
0:56:46	これについてはですね。
0:56:48	やはり詳細設計なので、
0:56:51	例えば寸法がですねメーター退院からミリメートルになってそういう細部が決まるので、それによって、例えば解析Pの結果がですね。
0:57:06	変わるとかですね。
0:57:07	或いはの許可時にいろいろ例えば建屋の流入抵抗とかですね。ええと変わってきているので、そういったところは設工認で結果だけを出すのではなくて、ちゃんと取り入れてますよとかですね、そういう説明。
0:57:27	されたいと思っています。とりあえず以上です。
0:57:34	はいRFS東京フルヤですね、二つで二つ御指摘いただきました、まず前段のだめ的ライブラリーテックスリーブの件でございますけれども、我々は補足説明資料でよかろうと考えてそちらのほうに記載をしていたんですけども、
0:57:52	今ご指摘の通り、許可整合という観点で、これは説明に必要なだと判断しますので、大変申し訳ないですが、この点については、補正で記載する方向で考えたいと思います。もう一つ御指摘ございました。
0:58:07	聞き認可との変更点ですね、寸法を例えばそこですけども等は先ほど私からすでに提出した路地ペーパーこれに記載されてしてあるということをお話ししたんですけども、こちらであくまでも概要でございますので、
0:58:26	今御指摘の通り、もう一步踏み込んで、より詳しい丁寧な説明に努めたいと思います。以上です。
0:58:34	規制庁田口ですよろしく申し上げます。
0:58:47	原子力規制庁の吉村です。
0:58:52	私のほうからですねマーケット閉じ込め閉じ込め性能に関しまして、
0:58:59	3件あるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:02	確認させていただきたいと思います。
0:59:06	まず 1 点目なんですけどこれは
0:59:09	いわゆる閉じ込め性能の実証データという形で、
0:59:15	前電中研でやられてる密封性能試験結果、
0:59:19	計測データ、これを引用されてます。これは今回いただいた提出されてる資料 議会も許可の段階からたびたび。
0:59:31	使われてますが、
0:59:34	まず確認したいのは、
0:59:37	このデータっていうのは、このデータによって負担の見ればわかるんですけ ど。
0:59:44	今回申請されているキャスクのタイプ納付たではなくて別のキャスクオノタイプ の降った。
0:59:50	で試験されてます。
0:59:53	それからもう一つは、29 日から出てますけど、2 次ぶたの計測データですねこ れは、
1:00:00	当は密封境界っていうのは 1 時舞台になりますんで。
1:00:04	町負担の計測データはないと。
1:00:08	ということで、
1:00:10	データとしてはかなり古いんですが、
1:00:14	このデータを適用するのが妥当としている
1:00:20	理由についてですね、
1:00:23	説明をしていただきたいと思います。
1:00:27	はい。あれフェイス東京フルヤです。今ご指摘の通り、連系のけ試験結果これ は一部タニグチに入れるとあと我々の設計と殊に伊方として異なる場所として 断るものでございますけれども、要素技術。
1:00:43	金属ガスケットつぶれによって漏れをなくすという要素技術に着目すると、適 用できるものと考えています。なお、我々の資料と若干異なります。そういった ことについても、例えば材料、後は材料断面ん。
1:01:01	あとは大きさですね系ですね、これについても評価した結果を補足説明資料 のほうにきちっとまとめて御提出しています。以上です。
1:01:14	はい規制庁吉村です。
1:01:17	御説明の内容もわかりましたけど、まず適用できる部分と、
1:01:24	適用できない部分もありますのでその辺ちょっと明確にさせていただいて、こうい う部分が適用できるという内容です。これちょっと書面でいただけるんですか ね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:37	解答回答は後日書面で
1:01:40	いただければ結構だと思います。
1:01:44	はい、RFS東京フルヤです。今の適用できる適用できない適用できるっていう件については、これ補足説明資料の節2のほうの00にの閉じ込めについてという補足説明資料の
1:01:59	2ポツ電中研の密封結果を適用することの妥当性についてのほうで記載してございます。適用できない範囲についてちょっと社内で検討して記載を考えたいと思います。以上です。
1:02:15	よろしくお願いします。
1:02:17	規制庁でヨシムラ&続けますが、ちょっとこれ今の質問に実はちょっと関連するんですが、
1:02:25	今回いただいた補足説数名捕捉補足なくて、添付のほうですね。
1:02:33	添付の1ページ目のところに閉じ込め性能評価の
1:02:38	文章が書かれていますか。その中段以降のところは今、今の電中研の
1:02:45	試験結果とあわせて、
1:02:48	は下から七、八行目のところで東海第2発電所の話が
1:02:53	出てきてるんですけど。
1:02:55	これは一種7年の経過たって
1:02:59	問題ないという知見が得られているということが、
1:03:04	されて書かれていますか、
1:03:07	これって参考資料見るところ平成21年度主要なんですね。
1:03:13	今現在考えると、すでにこれは先ほど電中研のデータとほぼ同じぐらいの20年、
1:03:20	程度の期間がたってるので。
1:03:25	これはそれなりに2多分キャスクの蓋の構造的にはこちらに近いんじゃないかと思えますけど。
1:03:32	データの的にはこちらの方、こちらはかなり
1:03:37	ここに書かれてる当時よりも実績出てると思うので今現状どうなってるのか。
1:03:43	その辺の最新知見をちょっと確認していただいて、
1:03:48	併せてですねこういった実証性が積み上げることが非常に重要なんで
1:03:54	こういった受賞データができれば、その内容について合わせて補足していただきたいと思いますが、
1:04:03	この辺いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:07	はい、RFS東京フルヤですね、最新の知見をどんどんアップデートという考え方は我々も思っています。初めですね我々としては、今この8月で、その2ヶ月、すいません今12月かで、
1:04:22	我々作り始めたときが秋ですね、その6月に先行事業者さんの型式指定が指定を受けたと、これで引用しているものをあくまでもちょっと整合を海進と。
1:04:37	いうものを踏まえてちょっとまず考えていました。が今ご指摘の通り、さらに新たな知見が得られているということもございますので、改めてこちらのほう確認してももちろん許認可として出せる。
1:04:53	代物であるかというものを判断した上で必要に応じて補足説明資料のほうに記載したいと思います。以上です。
1:05:04	規制庁の吉村です。結構重要なデータになると思うので、この辺確認していただいて、
1:05:13	まずはまずは説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。
1:05:20	RFS東京フルヤです。承知いたしましたまずはスピード感を持ってデータの有無の確認、これを説明したいと思います。以上です。
1:05:32	はい。続けます。規制庁ヨシムラですが、
1:05:37	閉じ込め性の3限目なんですけど、これは
1:05:42	密封異常に対する考え方なんですけどこれは補足のページ、
1:05:50	補足資料のページ8頭許可とか、
1:05:54	同時点でも多分触れられていると思いますが、一部単に密封異常があった場合には、
1:06:01	いわゆる
1:06:04	はい。半数ごとに持って帰ると。
1:06:07	そのために、販3事務棟をつけて搬出までの間輸送
1:06:12	物の状態で受け入れ区域に仮置きすると。
1:06:16	そう書かれてこれまで何度か説明受けた内容ですけども、あわせてですね添付資料見ますと、
1:06:24	当然湖西半数の30ムタ20リングがつけられますけどこれは、
1:06:30	耐熱性の検討から1年以上可能だと。
1:06:34	いうふうに書かれてるんですけど、
1:06:37	一体どのぐらいのですね、仮置き間っていうのを
1:06:42	最大ですね想定されているのか、これについてちょっと説明をいただきたいと思います。これはなぜこれ聞いているかっていうと、
1:06:54	仮置きが長期になる場合はですね。
1:06:58	輸送前の仮置きじゃなくなっちゃうんですねこれは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:04	いわゆるも貯蔵の工事に入ってしまいますのでこれはある。
1:07:09	期間っていうめどがあるんですけど。
1:07:12	貯蔵って有効に入って、
1:07:14	でしまうと全く
1:07:17	多分見方が主深層の見方それから
1:07:20	当然、密封監視しなきゃいけないと。
1:07:24	設備の見方が全然変わってきちゃいますので、これがどのぐらいを想定されるのか御説明いただければと思います。
1:07:37	IRRSむつのスギヤマです。ここで使っておりますリングですけれども一般的に有機物に関しては、大体仕様が10年ぐらいと一般的に言われているような状況です。私個人的には3から5年程度が、
1:07:54	まあいい線なのかなというふうに思っております。
1:07:59	今回のような、その説明の中にありますけど、一方異常が生じたような場合ですと、いろいろ到底月をずっと決定30管を取りつけて系統排出できるような準備をしていくという形になります。
1:08:14	技術的には淡々とやると思うんですけども、系統搬出する際にいろんな調整が入ってくるということで考えますと大体普通に考えて1年ぐらいかかるかなというふうには思っております。そう考えると1年後にぐらいには、
1:08:31	うまくいけば搬出できるかなというふうには思っているような状況です。いや搬出するためには、場合によってはそのボーリングのところを取りかえを行って算出していくという形になるかというふうには思っております。以上です。
1:08:57	いろんなところに考えて
1:09:02	どうぞ。
1:12:05	規制庁のヨシムラはちょっとお待たせしました。
1:12:09	とりあえずですね、再販する場合の下の対処の方法と
1:12:17	どのぐらいの間に搬出するかということを文書にコメントの回答のほうで提示していただければと思います。
1:12:29	或いは我々システムスギヤマです。すいませんもう一度お願いできますか聞こえなかったのですみませんがお願いします。
1:12:38	規制庁の吉村です。
1:12:42	債搬出する場合のですね、当対処の方法を具体的にどういう今ちょっとそこをボーリングの話も出しましたが、具体的にどういう方法で対処するかということと、どのぐらいの期間のうちに搬出するかと。
1:12:58	ということについて文書で回答いただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:06	RSースギヤマれず、今おっしゃったところの資料をつくりまして説明したいというふうには思っております。
1:13:16	以上です。
1:13:18	規制庁の吉村です。よろしくお願いいたします。
1:13:24	次、
1:13:31	規制庁の吉村です。じゃあ続けて徐熱性能に関して、
1:13:37	2件確認させていただきます。
1:13:43	1点目はですね、
1:13:49	建家の除熱解析これは本添付3ー22ページとか、
1:13:54	補足説明の47ページ温度分布いろんな解析の
1:14:00	内容としてFLUENTを使った解消解析の結果が、
1:14:05	示されてます。
1:14:08	この検証性の問題なんです、
1:14:12	今回は建屋内Fluentについては、基本的には前回の審査、
1:14:21	その中で、所もうここちらがもうま90年数の方でバック人バックチェックの解析やってますので、そういったところで中央一度検証は終わって解析されていると。
1:14:39	評価さの評価されているということは、
1:14:41	確認しました。それでただ問題で、問題っていうか、条件としてちょっと不足してるなと思うのは、
1:14:50	検証データも見ましたがご覧の位置いわゆる建家な電柱研での実験データをベースに、
1:14:58	建屋内の温度分布の検証が示されてますか。
1:15:03	今回／除熱のこの位置付けとしてフロー図を見ても書かれてる当時、
1:15:11	Fluentの解析は何を目的としているかという、
1:15:16	壁面温度の評価をも目的としてくれ。
1:15:20	使われてるわけなんですけど。
1:15:24	壁面温度の評価カーにあたっての検証。
1:15:31	検証データ細かく言いますと例えば壁面近傍での
1:15:36	解析こうした解析条件っていうのが、
1:15:41	適切に検証されたものを使っているのか。
1:15:46	そういったものが、ちょっと資料の中では見れませんでしたので、
1:15:51	この辺はお取り方によって温度は変わってきますので、
1:15:57	解析上孫さんもどの程度含んでるのかというものをあわせて、この辺の検証性検証データについてご説明をお願いしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:10	1 点目です。
1:16:16	リサイクル燃料貯蔵の佐々木でございます。今の件でございますけれども、Km現象に関します壁面温度本部評価法検証データの提示等ですけれども、検討させていただきたいと思います。
1:16:33	次回説明させていただきます。以上です。
1:16:37	それでは
1:16:38	データ等ございましたら、確認いただいて、御説明いただきたいと思います。
1:16:48	じゃ次もう一点あのう1点2点目の
1:16:53	これFluentの解析ではないんですが、圧力圧損の評価式阿蘇評価を
1:17:01	一般的な式です、やってるのこれ補足場所で言いますと補足の
1:17:08	ページ 54ー
1:17:10	添付 7.1ー2 図っていうんですかね、そういうところで、いわゆる遊ん研さんで一般的にやってる。
1:17:17	熱流動計算でやってる方法で遊んけ件数を考慮しながら、流動量を計算する方法ですが、
1:17:27	フロー図を三つ鍵フローの具体的なそういう場所っていうのが、この添付 7ー1ー2 図に、
1:17:35	示されてますが、
1:17:41	一般的に旧機構のところの曲がりとかそういった層が見られてるんですが、そういったところに多分バンドカトウレといったような障害物があると思うんですが、そういったものをその要素として、ちょっと細かい形になりますが、その要素として、
1:18:00	評価控除されているのか、ちょっと図を見た限りでは要素として入ってなかったの、この辺確認いただいて、御説明いただきたいと思います。
1:18:14	リサイクル燃料貯蔵の佐々木でございます。
1:18:16	こちらの 54 ページでございますけれども、こちらは受け入れ区域の強化を仮設 3 がんやトレイ等ですけれども、設置されてますけれども、機器でございますので、職員は実際のモデル化して評価してございます。
1:18:34	繰り返しになりますけれども、こちらの父兄陸域率の底部担当の設置はございません。以上でございます。
1:18:47	規制庁の吉村です。ちょっと今、
1:18:53	場所私のほうでちょっとエリアの場所をちょっと多めに間違えてる可能性がありますので、
1:19:01	貯蔵区域のほうでは考慮されているということでよろしいのでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:09	実際に燃料貯蔵の佐々木でございます。そうでございます。具体的に設工認の添付の 3 号に記載がございまして、
1:19:17	タグチ添付-3-2 の使用済み燃料貯蔵建屋の個別のコンセキ説明書でございます。
1:19:25	そちらの
1:19:27	資料の 7 時 34 ページでございますけれども、
1:19:31	予熱設計を三次元の熱流動解析の項目のところ、
1:19:37	設置機器として 9 器具設置運営給電盤並行に防護するケーブルとイトウをするということ、つまり都合 4 と交通
1:19:50	に示してございます。
1:19:52	こちらは 9 日ページでちょっと 752 ページでございまして、
1:19:57	やはり 40 と対 50 に建家内の設置物としてオレンジ色で記載してございます。以上でございます。
1:20:06	そちらの図のオレンジの建屋が設置物、
1:20:15	ちょっとそれはあれですか。越流三次元のじゃないですよねますか。そうですね。ちょうど来たいことを見ていただくと、左側のほうにオレンジ色のものが、吸気給器物野球機構に設置してございますけれども、こちらはぱんってます。
1:20:32	わかりますそれはいわゆる吸排気状の一次元計算のほうでも反映されてるってことです。
1:20:39	そうでございます。今示されての三次元の絵だと思んですけども、同じく反映されてるということで理解しましたけど、
1:20:49	今の社長が違いますので、受け入れ区域ですね。社長区域は、ちょうど区域で、一つはですね、受け入れ区域の下には何も無いということでよろしいんですけど、そうでございます。
1:21:02	わかりました。はい。
1:21:04	ちょっとこの辺私のほうの、ちょっともう一つ、私のほうで確認しますん答えて大体わかりました。
1:21:17	規制庁のタグチですけど、添付の 10-1、これも申請書なんですけど、添付の 10-1 別紙の 3。
1:21:28	2 の 3 ページの 3 行目、ここに誤字がありますので、
1:21:36	また今後補正のときに直していただければと思っております。
1:21:43	6-2-1。
1:21:46	で金属キャスク運搬でこう書いてあってタイプ 2 となっています。
1:21:52	ですから、ちょっとこれは多分添付の 3-1-1。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:59	金属キャスクの除熱に関する説明書タイプに
1:22:04	ということだと思いますので、一応して気が付きましたと。
1:22:12	次ですね、添付 10-3-2。
1:22:17	ガーダーいいの。
1:22:20	共同計算になるんですけど。
1:22:23	①②を評価点にしているんですけど。
1:22:27	この評価点が①②が妥当だっていう理由をまた教えていただきたいと思います。
1:22:39	これ地震ではないワインの評価だとは思いますが、適切な位置での強度計算かと。
1:22:51	いうことになると思います。
1:22:55	以上です。
1:23:11	はい。
1:23:11	東京事務所次第でございます。今の話題の共同計算のところでございますけれども、貯蔵架台はですね経営企画的にはですね、建設公営設計建設規格の台紙支持構造物のお客を使っております。
1:23:32	それで後評価部位を評価点をこの点にしたというのはそういう意味で基本的にですね、貯蔵架台は支持構造物わかります。どっちかっちゃう耐震評価のところとで厳しいところが出てくる場所もありますので、ただ自重を受けて評価としての代表と。
1:23:52	いう観点からは議題ののところの中審議会がかかる結果時間かかるところ、それからその足の部分ですね、その一番田地のかかるところというところで定期的についていうのを選定させていただいております。実際耐震計算書では、
1:24:11	ですね他の応能箇所ですねボルトだとか課題のところとその隣の固定金具許可ですね、そういうところは耐震評価のほうでそれぞれ荷重評価ということでやっておりますので、
1:24:27	強度計算書のほうはまだ代表点としてはこの 2 件ということでさせていただいております。以上です。タグチですね、
1:24:43	そうですね。時事聴力一概に締め付け力がこういったのをかかると思いますので、詳細委員また確認したいと思います。
1:24:55	それからですね。
1:24:58	ちょっとついでにですね。
1:25:01	先ほどオザキの方からの⑥としてですね。
1:25:08	日立GEの指定について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:12	参考 2 というのをもう 1 回すいません。具体的ちょっと例をあげたほうがいいかなと思ってですね。
1:25:21	例えば臨界評価ですと、解析条件がトップバッター
1:25:30	感度解析等ですね、トップバッターですと、
1:25:35	いったことをですね、申請書に書いてあって、
1:25:40	そうするとこの臨界解析が、この条件で解析してだと妥当だという理解はできるんですけど、それが
1:25:51	熊本落ちてるっていいですか、そういったことがあったり、例えば、
1:25:57	物性値が示されない材料については何人どの材料で代替するのかとかですね。
1:26:06	そういったところが参考になるのではないかと考えて見ていただきたいと考えてます。以上です。
1:26:19	IRRS東京フルヤです。今御発言の中で含めて途切れたので完全には聞き取れていないんですけども、考え方としては日立アートすいません先行事業者さんの型式指定等相違点をしっかり確認をして、
1:26:38	その違いの部分をもっと整理すると、先ほどのご指摘に加えて今回はその例として、臨界をこれ実施していただいて、詳しくご説明していただいたという
1:26:53	そういう理解で問題ないですか。以上です。
1:27:01	はい。もう一度言いますと、臨海だけではなくてですね、これ横断的なもので、
1:27:08	共同計算もそうですし、情熱Ⅱだったりですね、そういったものも含めての話ですの、と臨界で言えば
1:27:22	水密度じゃなくて、例年つくれとの位置とかですね、バスケットの格子の進んで
1:27:33	寸法とかですね、チャンネルボックスノムラと。
1:27:37	こういったものをなぜこれを選んだのと、これが臨海一番厳しいのといったことは、
1:27:48	日立入の場合が申請書に書いてあると。
1:27:53	言ったところなので、
1:27:55	必要な事項をどれにするかっていうこと。
1:28:00	もう考えるときに、参考になると思いますので、必要な事項は、
1:28:08	申請書に入れて中身がわかるようにしていただきたいという出資で私は考えています。
1:28:21	はい、RFS東京フルヤですねと今の御指摘を理解できました。ただ／申請で説明に必要な事項というのは、我々先ほどから出てございます。記載についてと補足第 1 回の時の補足説明資料の 003 のほうで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:37	基準に適合するために直接説明するのに必要な事項これを申請書に書いてそのデータの考え方とか解説的なところは補足説明資料に分類するというところが5A等を御理解いただけているので、その方向で今申請書組み立ててさせていただきます。
1:28:56	ただ、今の大滝さんの御発言を踏まえて、改めて、この補足説明資料としたものについても、これは申請書に記載すべきかどうかというものを社内で確認をして適切に振り分け絵を見直したいと思います。以上です。
1:29:14	規制庁のタグチで数字をよろしく願います。
1:29:44	規制庁の中野です。以上で質問は終わりなんですけども、これから回答が必要なものについてはですね、そちらでコメント票をつくって通し番号を打って管理していただくわけですが、
1:29:59	これ審査会合で重ね重ね申しわけないんですけどそちらときちんと意識を劣るようというお話もあった通り、理解がちつとなされてるかも確認したいこともあり、
1:30:11	コメントの内容については、我々がしゃべったことをそのまま書くのではなく、どういったCで質問しているかということを理解した上できちんとかみ砕いた上で文書化していただきたいと考えています。
1:30:22	よろしいですか。
1:30:25	はい、RFS東京フルヤですねとその点については理解してございますが先ほどのタグチさんご指摘aのときにお話をした通りですね、我々は技術基準に適合することを直接説明すべき事項を申請書に記載しているのと。
1:30:42	いう考え方は補足説明資料 003 のほうに記載をし、前回、の
1:30:49	申請の段階で、ご理解をいただいています。その考え方に基づいて今回、
1:30:55	申請書に記載すべき事項コサクに記載すべき事項を開けていると思うんですが
1:31:01	先ほど滝さんからのご指摘ご意見ですと、
1:31:04	その解説的な考え方についても、申請書に書くべきバックべきじゃないかというご意見を賜りました、この点については、これまでの
1:31:16	申請書の記載の考え方とちょっとずれてくるような気もするんですが、やっぱりより充実させ、申請書の記載を充実させる必要があるという、そういう理解でよろしいでしょうか。以上です。
1:31:31	規制庁のタグチですけど。
1:31:34	規制庁のタグチですけど。
1:31:39	考え方の説明というのは、
1:31:44	補足説明資料でいいかもしれないですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:48	根拠
1:31:51	これを一番トップとした根拠は何かと。
1:31:56	いうことは、
1:31:58	申請書園内と不能、解析条件でもってきた結果が出るわけですね。
1:32:06	場合によっては全然別の結果になるかもしれないと。
1:32:12	ただそれを補足説明資料で進めますというのは、
1:32:16	今ひとつではないかなと、逆に補足説明資料だけで、
1:32:22	解析が 100%説明されてるものでもないと。
1:32:28	なので、ちょっと今晚たなっという分間形ですから、
1:32:34	申請書に入れるっていうことを私は今申し上げたわけではないということは理解いただけますか。
1:32:46	はい、東京事務所次第でございます。もう冒頭にですねいただきました日立GEさんとの形の申請書の速度が 17 というところでちょっとイシイ宿題をいただいておりますけれども、まさにこうみたいなんです。が何点か私ども意識して、
1:33:04	補足説明資料に親法に先ほどの考え方で落としてるところありますので、ちょっとそこをそういうことでこういうところはこういう方々で来てるということですね。ちょっと補足しなかったところの宿題の回答の中ですね、今の対応にですね、ご質問対応させていただけたらと思うんですけどよろしいでしょうか。
1:33:23	はい。お願いします。例えばね、遮へいだと、レジン 2%減損を見込みますっていうのが今 1000 申請書にないんですよ。
1:33:33	全体探すと、実は書いてあるんですけど、そういったところ、
1:33:39	やっぱりその遮へいのところに書いてあるとわかり易いので。
1:33:47	そういったのをちょっと念頭に見ていただければと思います。
1:33:55	はい、RFS東京フルヤです。今の申請書に記載すべき事項を補足で記載すべき事故この辺の頃合いはですね、見直し案を作った上でまたご指導受けたいと思います。以上です。
1:34:09	町のタグチですよろしくをお願いします。
1:34:22	アカサカ個別先ほどですね、コメント管理表についてのですね取り扱いですね、私の理解してますのでまして答弁者命令ですね確認加味してますので、五つぐらいしっかり水に対応していきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。以上です。
1:34:39	はい。
1:34:41	すいません規制庁飲んだ決算の一つだけ補足です今日幾つか各担当からコメントをしたと思うんですが、優先順位的には冒頭に私がお願いしました 6 点のですね内容をまず優先して対応いただきたいと思いますんで。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:00	その資料について、また早めにですね、スケジュール表で説明をしていただく機会を設けていただければと思います以上です。
1:35:14	はい。
1:35:15	はい、RSむつのスギヤマですと堤防等の特定もあろうということと早急にということで頑張りたいと思っております。ただへといろいろな容量のペースでそのやり方とか決めて社内で確認とりながらやりますのでちょっと時間かかるかもしれませんが、よろしく願いいたします。はい、承知しました
1:35:35	別に 6. 全部そろってからじゃないといけないってということはないのでできたところからでも結構ですので、随時説明いただけると助かります。
1:35:48	はい。あれ別々のスギヤマでそれで等わかりました後できたところからでも作っていきたいと思います。また別途作ってる最中わからないタイプ点が出てきましたら御相談させてください。以上です。
1:36:04	規制庁の石井です。本日のヒアリングで規制庁側から確認したい事項は以上になります。RFSのほうで何か確認事項あればと思いますが、
1:36:17	いかがでしょうか。
1:36:21	にあるジェット今日事務所ですね東京かは特にございません。間違えいかがでしょうか。
1:36:30	平成する技術調べてする三つのとでございませぬ。
1:36:36	よろしいですねと規制庁側も、じゃあよろしいでしょうかね。
1:36:41	はい。本日、
1:36:45	12月6日の設工認のヒアリングはこれをもって終了したいと思います。どうもありがとうございました。
1:36:55	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。